

認可外保育施設や、認定こども園の預かり保育等の 利用料の一部が無償となります

無償化の対象となるためにはどうしたらいいの？

無償化の対象となるためには、大野市から「**保育の必要性の認定**」（施設等利用給付認定）を受け
する必要があります。事前に、市役所こども支援課窓口で手続きをしてください。

- ◆保育の必要性の要件（認可保育所の利用と同等の要件です）
 - ・月48時間以上の就労
 - ・妊娠・出産
 - ・保護者の疾病・負傷・障害
 - ・親族の介護・看護
 - ・災害復旧
 - ・求職活動（起業の準備を含む）
 - ・就学
 - ・職業訓練
 - ・その他市町村が認める事由

どうやって請求するの？

下記の対象事業を利用し、料金を支払った後、市役所こども支援課窓口で、「施設等利用
費請求書」を記入し、施設が発行する領収証と提供証明書を添えて、請求してください。
※後日、指定口座に振り込みされます。

◆対象事業：教育認定の預かり保育事業

- ・認定こども園で実施されている預かり保育事業

利用料「450円×利用日数」まで無償化

- ◆3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども：月額上限11,300円
 - ◆満3歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども：月額上限16,300円
(3歳になった日から次の3月31日まで)
- ※いずれも、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

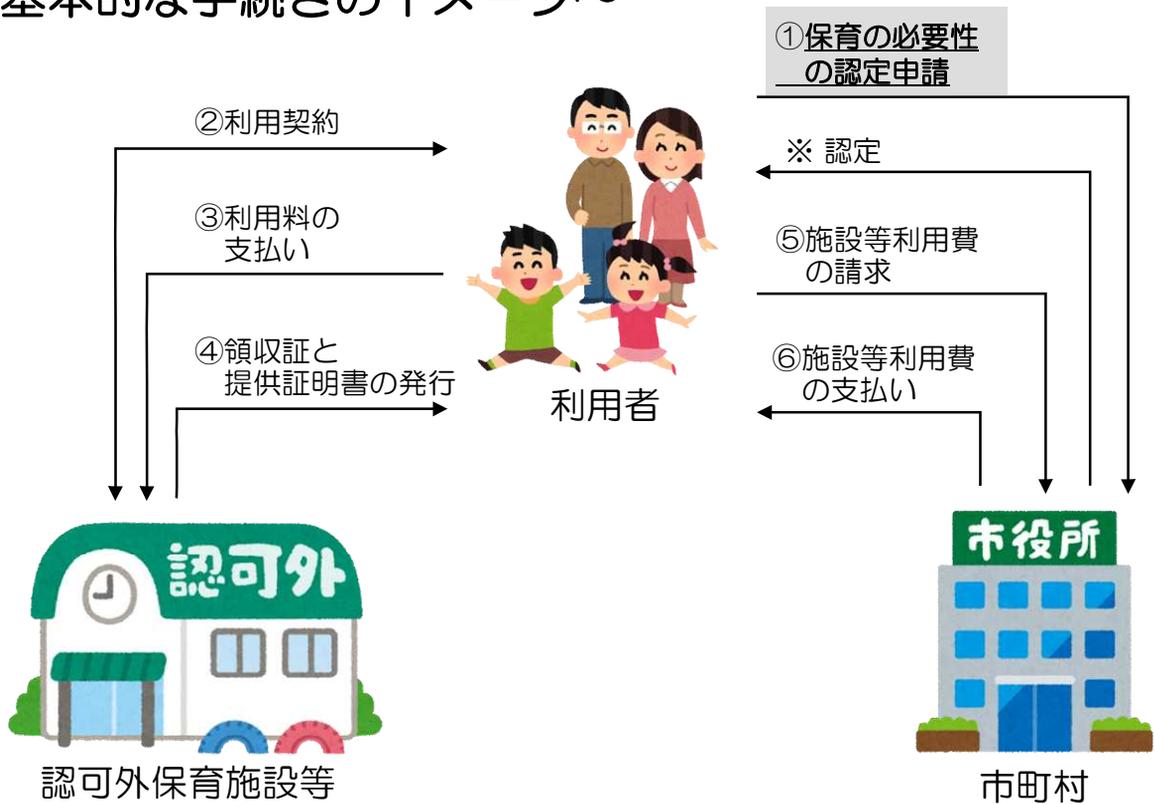
◆対象事業：認可外保育施設等

※保育所、認定こども園等に入所していない方が対象です。

- ・保育所、認定こども園や「デイホームひだまりでい」で実施されている一時預かり事業
 - ・認可外保育施設・・・大野市シルバー人材センター、子育て交流ひろば「ちっく・たっく」
- ※市外の施設を利用される場合は、個別にお問い合わせください。

- ◆3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども：月額上限37,000円
 - ◆0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子ども：月額上限42,000円
- ※上限の範囲内で複数利用可
- ※いずれも、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

～基本的な手続きのイメージ～



- ①施設をご利用の前に、認定申請書の提出が必要です。
 - ③施設をご利用の際、一旦、施設に利用料をお支払ください。
 - ⑤施設をご利用後、施設から発行される④領収証と提供証明書を添付して、福祉こども課窓口に請求書を提出してください。
後日、指定口座に振り込みさせていただきます。
- ※月額上限があるため、基本的には月単位でのご請求をお願いします。
- ※請求の際には、領収証と提供証明書が必要です。保管しておいてください。

問い合わせ先：大野市天神町1番1号
大野市教育委員会 こども支援課 子育て支援グループ
TEL：0779-64-5140

